# トラック輸送の取引実態に関する調査\_WEB 調査票

※このアンケートは、インターネットによる調査となりますので、ウェブサイトからご回答ください。 ※このアンケート用紙は、インターネット調査の回答画面と同じ形式にて作成しております。

1. 貴社の概要について(全員の方がご回答ください)

北海道   <b>ン</b>
2 貴社が貨物運送事業者として事業を開始したのは、何年頃からですか。西暦でお答えください。 😕
西暦 年頃から事業を開始
3 運送事業の年間の営業収益(売上高)はどのくらいですか。 🐯
約 億円(例:6,000万円→0.6億円、3億3,000万円→3.3億円)
4 運送事業に従事する従業員数は、何人くらいですか。 🕫
約   人
5 貴社の事業内容として該当するもの全てを選択してください。 🔒 🔊
<ul><li>□【一般】貨物自動車運送事業</li><li>□【特積み】貨物自動車運送事業</li><li>□ 貨物軽自動車運送事業</li><li>□利用運送事業</li><li>□ 倉庫事業</li><li>□ その他(具体的に)</li></ul>
6貴社の輸送形態に該当するものを選択し、その輸送形態が全体に占める割合を数字でご記入ください。その際、合計が10割になるように数字をご記入ください。その他を選択した場合は、輸送形態と割合をご記入ください。(短中距離過去500km以下の輸送とし、長距離輸送は500km以下の輸送とし、長距離輸送は500km超の輸送とする。売上高でみたおおよその比率とする)(必須)
<ul><li>貸切長距離輸送</li><li>貸切短中距離輸送</li><li>□ 特積み長距離輸送</li></ul>
<ul><li>□特積み 短中距離輸送</li><li>□集荷・配送</li><li>□一般引越</li><li>□ 積み合わせ</li><li>□ その他</li></ul>
□ 集荷·配送 □ □ 一般引越 □ □ 積み合わせ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □

8「受注者の立場」で「受注先について」 <mark>該当するもの全てを選択し、</mark> 受注額に占める各受注先の比率を、合 <mark>計で10割となるように数字を</mark> ご入力ください。その他を選択した場合は、受注先名と比率をお答えください。
□ 真荷主 □ □ 元請事業者 □ □ 物流子会社(親会社の貨物扱いのみ) □ 利用運送事業者(鉄道、海運、航空等) □ 運送事業者 □ 水屋(仲介専業) □ WebKIT、ローカルネット等 □ その他 □ マの他 □ マの他 □ マの他 □ マーカルネット等 □ マーカー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェー・フェ
率をご記入ください。例えば下請を利用せず自社ですべて輸送している場合には「10」と ご入力ください。自社輸送8割、下請2割の場合には「8」とご入力ください。
□ 具荷主         □ 元請事業者         □ 物流子会社(親会社の貨物扱いのみ)         □ 利用運送事業者(鉄道、海運、航空等)         □ 運送事業者         □ 水屋(付介專業)         □ WebKIT、ローカルネット等         □ その他
次へ  2. 取引の契約書面化の実態について(全員の方がご回答ください)。  【受注】→受注者の立場で回答してください 【発注】→発注者の立場で回答してください 【受注】【発注】→受注者と発注者の両方の立場で回答してください なお、取引先が複数ある場合には、全体的な取引先の傾向としてご回答ください。
設問1 契約書面化に向けた実施状況について質問します。
10 【受注】荷主・元請等から受注する立場でお答えください。契約書面化を実施するため に、過去1年間、貴社から取組みを実施しましたか。(該当するもの1つを選択) 🔞 🗯
○ 契約書面化への取組みを実施した ○ 実施していない
11【発注】協力会社、傭車先等へ発注する立場でお答えください。契約書面化を実施するために、過去1年間、貴社から取組みを実施しましたか。(該当するもの1つを選択)。
<ul><li>契約書面化への取組みを実施した</li><li>実施していない</li><li>協力会社、傭車先等へ発注していない</li></ul>
12 【受注】【発注】取引における契約書面化の実施率はどのくらいですか。※「書面化」とは、取引先への配車依頼等に対して、あらかじめ契約書面を締結すること、書面化推進ガイドラインにある「運送状(発注書)」及び「運送引受書」を交わしている状態をいいます。
荷主・元諸等から貴社が「受注」する立場:【受注】取引全体 書面化実施 割 割 負社が協力会社、傭車先等に対して「発注」する立場【発注】取引全体 書面化実施率 約 割

設問2: 継続取引における書面化の実施状況について質問します。

13 【受注】継続取引において、契約書面化がどのくらい実施できていますか。(該当するもの 1 つを選択) 🛂

	<ul><li>○全て書面化している</li><li>○一部書面化している</li><li>○全て書面化できていない</li><li>○ 継続的な取引はない</li></ul>
	戻る 次へ
(回答対	象:Q13で「一部書面化している」を選択した方)
	14 【受注】上記で、「一部書面化している」と回答した方に質問します。 継続取引において、書面化を実施している割合をご記入ください。 👍
	#において #におい
	15 上記で回答した契約書面化について、内訳についても、全体に占める割合をご記入ください。 🔞 🗓
	荷主との取引 契約書面化実施率 約 割 元請、水屋、利用運送等の運送事業者との取引 契約書面化実施率 約 割
(回答対	戻る 次へ 象:Q13で「全て書面化している、一部書面化している」を選択した方)
	16 <mark>(受注)</mark> 上記で「全て書面化している、一部書面化している」と回答した方に質問します。 契約書面化している取引のうち、原価を反映した適正な運賃・料金を収受でき、かつ改善基準を遵守できる「問題のない取引」(取引条件等について満足できる取引内容)の割合はどのくらいありますか。  (8月)
	約   割
	戻る
(回答対	象:Q13 で「全て書面化している、一部書面化している」を選択した方)
	17 <mark>【受注】継続取引で契約書面化している</mark> 主な「輸送品」をご記入ください。 (例)自動車部品、農産品、石油化学品、飲料
]	
	戻る 次へ

(回答対象:Q13で「一部書面化している、全て書面化できていない」を選択した方)

	18 【受注】継続取引で契約書面化できない主な「輸送品」をご記入ください。 (例)雑貨、建設資材、海コン、重量物、農産品、引越、加工食品
	- Contract of the contract of
	戻る
	設問3:スポット取引における契約書面化の実施状況について質問します
	19 <mark>「受注</mark> 】スポット取引において、契約書面化はどの程度実施できていますか。(該当するもの1つを選択) 🚧
	<ul><li>全て書面化している</li><li>一部書面化している</li><li>全て書面化できていない</li><li>スポット取引はない</li></ul>
	戻る 次へ
(回答対	*象:Q19 で「一部書面化している」を選択した方)
	20「一部契約書面化している」と回答した方に質問します。 【受注】スポット取引において、契約書面化を実施している割合をご記入ください。 🔌 🗓
	スポット取引の契約書面化実施率 約割

# 設問4: 契約書面化の実態について質問します。

21 【受注】継続取引では、どのような書面を活用して、契約書面化していますか。(該当するもの全てを選択)
□「基本契約書」、「覚書」、「発注書面」(3点セット) □「基本契約書」のみ(配車ごとの発注書はない) □「見積書」を活用(発注者名を記載し契約書面化) □ 自社独自の「運送状(発注書等)」及び「運送引受書」 □「書面化推進ガイドライン」の様式(運送状、運送引受書) □ その他
22 <mark>受注</mark> スポット取引では、どのような書面を活用して、契約書面化していますか。(該当するもの全てを選択)
□ 発注書面、注文書、請書等 □ 下請法3条書面を活用 □ 「見積書」を活用(発注者名を記載し契約書面化) □ 自社独自の運送状(発注書、指示書等)及び「運送引受書」 □ 「書面化推進ガイドライン」の様式(運送状、運送引受書) □ その他
23 [受注]契約書面はどのような手段で受け渡ししていますか。(該当するもの全てを選択) 🔌 🗀 🗀
<ul> <li>書面(原本、コピー)</li> <li>FAX</li> <li>電子メール、LINE等</li> <li>EDI、発注・請求管理システム、契約管理システム等を活用</li> <li>→ その他</li> </ul>
24 <mark>【受注】</mark> 「書面化推進ガイドライン」で示された下記事項のうち、書面に記載されている項目を選択してください。(該当するもの全てを選択) 🚧
□ 運賃(単価) □ 燃料価格変動に即した料金(燃料サーチャージ等の設定) □ 有料道路利用料金等の実費 □ 積込み・取卸し等における待機時間発生に伴う車両留置料 □ 附帯業務料の単価 □ 附帯業務の内容(記載している附帯業務の内容) □ 運送日時(積込み開始日時・場所、取卸し終了日時・場所) □ 上記以外の事項(「運送委託者/受託者名、連絡先等」、「委託日・受託日」、「運送品の概要、車種・台数」、「支払方法、支払期日」)
25 <mark>【受注】</mark> 契約書面ついては、主に誰が契約書面を用意しますか。(該当するもの全てを選択) <sup>(必須)</sup>
<ul><li>□ 発注者(真荷主、元請等)</li><li>□ 自社</li><li>□ その他</li></ul>

26 【受注】「発注者(真荷主、元請等)」と回答した方に質問します。 発注者が用意した契約書面の内容について、貴社が専門家(弁護士、司法書士、行政 書士等)に依頼し、法的妥当性、取引条件の適正性についてチェックを実施しています か。(該当するもの1つを選択) (必須)
○ 専門家による法的な妥当性や取引条件が適正化どうか、チェックしている ○ 専門家によるチェックを実施していない
27 <mark>「受注」</mark> 発注者が用意した契約書面の内容について、「契約書面に記載する取引条件等の変更要請」をしたことがありますか。(該当するもの1つを選択) <b>必</b> 卿
○変更要請したことがある ○変更要請したことがない
戻る 次へ

(回答対象: Q27で「変更要請したことがある」を選択した方)

28 <mark>【受注】</mark> 「変更要請したことがある」と回答した方 もらうことができましたか。(該当するもの1つを選 なお、どのような内容かご記入ください。 <b>必須</b>	に質問します。契約条項等を変更して 択)
○変更できたことがある→どのよう内容ですか	
○全く変更できなかった→どのよう内容ですか	

戻る 次へ

設問5:契約書面化による改善状況について質問します。

29 「受注」契約書面化により、取引条件、現場における問題等に変化はありましたか。 (該当するもの1つを選択) 必須

○ 契約書面化により、取引条件、実態が改善した
○ 特に変化していない
○ 契約書面化により、取引条件、実態が悪化した

(回答対象: Q29で「取引条件、実態が改善した」を選択した方)

	30 【受注】改善した事項について選択してください。(該当するもの全て) 🕬
	□運送内容、附帯業務、待機の実態等に即した適正な運賃・料金が収受できるようになった □諸経費込みの「運賃」から、「運賃・附帯業務料・車両留置料、燃料サーチャージ、高速道路利用料金等の内訳」が明確化された □ 附帯業務料の収受が実現し、附帯業務やその責任負担等が改善された □ 待機時間が削減された □ 待機に伴う料金(車両留置料)の収受が実現した □ 拘束時間が削減された □ 改善基準違守に向け、積込み開始、出発、到着、取卸し終了の各時間設定が適正化された □ その他
	戻る
	31 <mark>受注</mark> 以下の料金・実費等で、荷主との取引で、現在収受できていることについて、選択してください。(該当するもの全て)
	<ul> <li>─ 附帯業務料(貨物の積込み・取卸し、ビッキング、検収、伝票整理等に関する作業料)</li> <li>□ 車両留置料(待機時間に対する料金)</li> <li>□ 燃料サーチャージ(燃料単価上昇時の割増料金、運賃引上げを含む)</li> <li>□ 高速道路料金(発注者の高速道路利用の指示がなくとも、収受可能か)</li> <li>□ フェリー料金、駐車場利用料金</li> <li>□ 契約時間を超過した場合の追加料金(時間外の運賃・料金)</li> <li>□ キャンセル料、途中解約の違約金</li> <li>□ その他</li> </ul>
	設問6:「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」について質問します。
	32 書面化推進ガイドラインの内容を知っていますか。(該当するもの1つを選択) ※書面化推進ガイドラインははこちら(別ウィンドウで開きます) <sub>図例</sub>
	<ul><li>○内容を知っている</li><li>○内容を知らない</li></ul>
(回答対象	戻る  次へ  : Q32 で「内容を知っている」を選択した方)
	33 上記で「内容を知っている」と回答した方に質問します。 「 <mark>受注】 【発注】</mark> 「トラック運送業における書面化推進ガイドライン」において記載すべき、 契約上の記載事項はありますか。(該当するもの全てを選択) <sub>(478)</sub>
	<ul> <li>□ 運送会社が責任を負うべき「運送・附帯業務の範囲」と「責任の範囲」</li> <li>□ 主に当日の「キャンセル料」に関するルール</li> <li>□ 中途解約に関するルール</li> <li>□ 遅延、貨物汚破損等の損害賠償に関するルール</li> <li>□ その他</li> </ul>

### 設問7:契約書面化に向けた問題・課題、今後の方向性について質問します。

24 「受注   等記   書面に記載することが困難な契約事項について、選択してください。(該当するもの全で) (4870)
□実施に合った「料金・実費」に関する事項(燃料サーチャージ、有料通路利用料、附帯業務料、車両部置料等) □開業程的は係込み開始に日中・場所、取取、終了日時・場所) □運送表は格/受託者、連絡符等」、「委託日・受託日、「運送品の順寒、車権・台鼓」、「支払方法、支払期日」のうちいずれか □別審時間が延、貨物等機関等における順害賠償の具体的な負担ルール □キャンセル、中途解析に関するルール □その他 □ 15 「受注】「砂注】トラック運送業において、契約書面化を推進するために、必要な取組事項等について、該当するものを選択して代たさい。(該当するもの全て) (と語り □ 「向主取引」における契約書面化を努力審務から、罰物を伴う審務化 □ 「向主取引」における契約書面化を努力審務から、罰物を伴う審務化(下清代金支払運送防止注)規制対象を除ぐ □ 選及的書面と対が不多がと考が出まり、周か・治底する □ 書面化紙(扱力パティンを支影単位で毎年実施し、周か・治底する □ 型約書面の関が多無料解等についます。表稿化に向けた布石を打つ □ 型約書面の関が多無料理解変回(ヘルカデス)を開発する □ 原理・資料的動車運送的飲力がすなく、「運用過速」第こも示し、業務化に向けた布石を打つ □ その他 □ 26 「受注】「発注」「契約書面化」について、お悩み、ご意見等を自由にお書きください。 □ では、元請等との間に、複数の運送会社が入ることがあり、多層化による弊害が問題となって、ます。そこで、まずよりの選挙を発を受けまる立場があり、取引実施をお聞かせたさい。 □ 下は、元請等との間に、複数の運送会社が入ることがあり、多層化による弊害が問題となって、ます。そこで、まずまが必要と対しますが必要と対しますが必要と対しますが必要と対します。 □ 27 正送業務を受けまする場合、責社は、元請から数えて主に何段階目(びよりますか。該当するものを全(選択し、年間輸送回数のおおよその割合を合計で10割となっに数字をご入力べたさい。(※ 元請事業者・自社が輸送
・
□「元請取引」における契約書面化を努力義務から、罰則を伴う義務化(下諸代金支払選延防止法規則対象を除く) □選契約書面化セミナーを支部単位で毎年実施し、周知・徹底する □書面化推進ガイドラインを充実させ、実務に活用できる内容にグレードアップする □契約書面の選形を輸送品目別(第二人 建林、食品飲料等)に提供し、実務面の支援を実施する □契約書面で関する無料相談窓□(ヘルプデスク)を開議する □「標準貨物自動車運送約款」だけでなく、「選用通連」等にも示し、義務化に向けた布石を打つ □その他  36 受注【発注「契約書面化」について、お悩み、ご意見等を自由にお書きください。  夏等者の立場からご回答くださし、 「デンプ達させる、元諸等との間に、複数の運送会社が入ることがあり、多層化による弊害が問題となっています。そこで、自同業者から遅速業務を受注する立場から、取引実態をお聞かせください。  認問1:【受注】責社が仕事を受注する立場における取引の実態について質問します。  37 運送業務を受注する場合、責社は、元請から数えて主に何段階目になりますか。該当するものを全て選択し、年間輸送回数のおおよその割合を合計で10割となるように数字をご入力ください。 (※ 元請事業者・自社が輸送
原る 次へ  3. 受注者の立場からご回答ください トラック運送では、元請等との間に、複数の運送会社が入ることがあり、多層化による弊害が問題となっています。そこで、自同業者から運送業務を受注する立場から、取引実態をお聞かせください。  設問1: 【受注】貴社が仕事を受注する立場における取引の実態について質問します。  37 運送業務を受注する場合、貴社は元請から数えて主に何段階目になりますか。該当するものを全て選択し、年間輸送回数のおおよその割合を合計で10割となるように数字をご入力ください。 (※ 元請事業者には、物流子会社、利用運送事業者等を含む) (必須)
3. 受注者の立場からご回答ください トラック運送では、元請等との間に、複数の運送会社が入ることがあり、多層化による弊害が問題となっています。そこで、主同業者から運送業務を受注する立場から、取引実態をお聞かせください。  設問1: 【受注】貴社が仕事を受注する立場における取引の実態について質問します。  37 運送業務を受注する場合、貴社は元請から数えて主に何段階目になりますか。該当するものを全て選択し、年間輸送回数のおおよその割合を合計で10割となるように数字をご入力ください。 (※ 元請事業者には、物流子会社、利用運送事業者等を含む) (必須)
3. 受注者の立場からご回答ください トラック運送では、元請等との間に、複数の運送会社が入ることがあり、多層化による弊害が問題となっています。そこで、自同業者から運送業務を受注する立場から、取引実態をお聞かせください。  認問1: 【受注】 貴社が仕事を受注する立場における取引の実態について質問します。  37 運送業務を受注する場合、貴社は元請から数えて主に何段階目になりますか。該当するものを全て選択し、年間輸送回数のおおよその割合を合計で10割となるように数字をご入力ください。 (※ 元請事業者には、物流子会社、利用運送事業者等を含む) (必須)
37 運送業務を受注する場合、貴社は元請から数えて主に何段階目になりますか。該当するものを全て選択し、年間輸送回数のおおよその割合を合計で10割となるように数字をご入力ください。 (※ 元請事業者には、物流子会社、利用運送事業者等を含む) 仏郷
をこ人力くたさい。 (※ 元請事業者には、物流子会社、利用運送事業者等を含む) 必須  □ 元請事業者・自社が輸送
□ 2次受注 □ 3次受注 □ 4次受注 □ 5次受注 □ 6次受注

38 上記で回答した項目を再度選択し、それぞれの項目に占める自社輸送の割合を入力してください。例えば下請を利用せず自社ですべて輸送している場合には「10」とご入力ください。自社輸送8割、下請2割の場合には「8」とご入力くださ (8)
□元請事業者・自社が輸送
□ 1次受注
□ 2次受注
□3次受注
□ 4次受注
□5次受注
□6次受注
□7次受注
□8次受注以上
39 上記のうち、貴社扱いの仕事で、最も多層化している運送における「輸送品」を具体的にご記入ください。
Ŷ
40上記の輸送品では、どのような問題がありますか。具体的にご記入ください。

(回答対象: Q37で「3次発注以上の仕事がある」を選択した方)

41受注する場合に「3次受注以上の仕事がある」と回答した事業者の方に伺います。 実運送事業者が「3次受注」以上に多層化してしまう輸送の仕事には、どのような特徴がありますか。(該当するもの全てを選択)
□ 繁忙期(例:3月、6月、9月、12月、農産物の出荷時期)
□ 運賃が安く、赤字になる輸送
□ 改善基準を遵守できない輸送(拘束時間を超過、休憩時間が確保できない)
□ 積込み・取卸し等に際して、待機時間が長い輸送
□ 短期集中で、多くの車両を確保しなければならない輸送
□帰り便による輸送
□ 輸送品質への要求が低い輸送
□台風、地震等の災害時の輸送
□ 長距離輸送
□契約書面がなく、□頭のみの発注
□ 運転者人材の不足のため、(繁忙期間わず)年間通して多層化している
□ その他

42 受注する場合に「3次受注以上の仕事がある」と回答した事業者の方に伺います。 3次受注以上の仕事は、どのような理由で受注しますか。(該当するもの全てを選択)
<ul> <li>実車率、積載率、実働率を高め、利益を確保できる輸送効率を達成する必要があるから</li> <li>信頼関係のある同業者の依頼を断ることができないため</li> <li>帰り荷であり、燃料代が確保できればよいため</li> <li>提示された仕事を受けなければ、仕事を減じられるなどベナルティがあるため</li> <li>赤字でも限界利益(運賃 - 変動費)を確保できるため</li> <li>その他</li> </ul>
43 受注する場合に「3次受注以上の仕事がある」と回答した事業者の方に伺います。 3次受注以上の仕事の特徴(取引条件)は、どのような傾向がありますか。(該当するも の全てを選択)
<ul> <li>□ 長距離の輸送</li> <li>□ 到着時間が厳しい輸送</li> <li>□ 改善基準(拘束時間、休憩時間等)を遵守できない輸送</li> <li>□ 運賃・料金が安く、原価割れの赤字の輸送</li> <li>□ 宿泊を伴う輸送で、運転者が嫌がる輸送</li> <li>□ 附帯作業の拘束時間、待機時間が長く、非効率な輸送</li> <li>□ 帰り荷を確保してくい地方圏への輸送</li> <li>□ 他社もやりたがらない、その他条件の悪い輸送</li> <li>□ その他</li> </ul>
44 受注する場合に「3次受注以上の仕事がある」と回答した事業者の方に伺います。 運送業は、元請から受注、さらに孫請からひ孫請けと多層的な取引になることがありますが、3次受注以上で受注する実運送事業者には、どのような特徴がありますか。(該当するもの全てを選択)
□ 5両から10両程度の小規模零細事業者 □ スポット取引専業の事業者 □ 実質的に個人トラックの持込みのような事業者(完全歩合) □ 主たる取引先の仕事が関散期にあり、赤字でも仕事を確保したい事業者 □ 原価計算等の損益管理を実施していない事業者 □ 安定した荷主との直取引先を持たない事業者 □ その他

設問2: 【受注】運送業でも、元請等が手数料だけ収受し、実運送の運行実態を把握せず、安全対策を講じない実態について、問題が指摘されています。そこで、元請等との取引関係について質問します。

	45 貴社が受注するお立場で、荷主から受注している「元請等」が明確でない運行の仕事がありますか。(該当するもの1つを選択) 🚱
	<ul><li>○ 多数ある</li><li>○ 一部ある</li><li>○ 全くない</li></ul>
	46 運送事業者同士の取引において受注する仕事には、どのような問題がありますか。 (該当するもの全てを選択) 🐯
	□荷役作業時に、安全対策が徹底されていない □慣れない現場で、フォークリフトで慣れない荷役作業をやらされる □慣れない現場で、荷役作業の作業手順を教えてもらえない □改善基準を遵守できない運行(主に長距離運行) □到着時間に余裕がない運行 □運賃・料金が低水準で、赤字の仕事 □高速道路料金等の実費が支払いされない □積込み・取卸しの順番が遅くさせられるなど、差別を受けることがある □積込み・取卸し時の待機・作業時間が長い □積込み・取卸し時に、荷役作業員に手伝ってもらえず、作業負荷が大きい □その他 □戻る □次へ
(回答対象	: Q46 で「荷役作業時に、安全対策が徹底されていない」を選択した方)
	47「荷役作業時に、安全対策が徹底されていない」に回答した方にお聞きします。 積込み・取卸し等の附帯作業における安全対策が講じられている現場は、全体の何% 程度ありますか。 👣
	安全対策がなされている仕事は 全体の約 %程度

戻る 次へ

11

48 元請等から実運送事業者の安全確保に向けて、運行内容、貨物取扱い等の留意事項 の連絡がされている仕事は全体の何%程度ありますか。
運行内容、貨物取扱い等の留意事項の連絡をされている仕事は、 <b>全体の約</b> %程度
49元請等と実運送事業者とは、緊急時の連絡体制が確保されていますか。(該当するもの1つを選択) <mark>は卵</mark>
<ul><li>○全て確保されている</li><li>○一部確保されている</li><li>○全く確保されていない</li></ul>
50元請等は、実運送事業者の積込み・取卸し等の荷役作業、運行における安全の責任 を負う必要があると思いますか。(該当するもの1つを選択) 🛂
○ 安全対策の責任を負う必要がある ○ 責任を負う必要はない
51元請等は、実運送事業者の荷役作業、運行における安全対策、改善基準遵守の徹底に向けて、発荷主・着荷主と調整し、事故や法令違反のないよう対策を講じる必要があると思いますか。(該当するもの1つを選択) 🛂
○ 対策を講じる必要がある ○ 対策を講じる必要はない
52物流子会社との取引について質問します。 「親会社の貨物を取扱う物流子会社」は、運送会社の元請等と比較して「運賃・料金、労働時間、作業安全等」について、適切な管理を実施していますか。(該当するもの1つを 選択) 🛂
<ul><li>     物流子会社のほうが適切に管理を実施</li><li>     運送事業者の元請のほうが適切に管理を実施</li><li>     両者、同水準の管理を実施</li><li>     親会社の貨物を扱う物流子会社との取引はない</li></ul>

設問3: 【受注】運送事業者等との取引における運賃・料金等の実態について質問します。

53運賃水準、輸送条件の見直しに向けて、発注元の運送事業者等に対して交渉できますか。(該当するもの1つ を選択) 🔞 🕫
○ Iまとんど交渉可能 ○ 一部のみ交渉できる ○ 全く交渉できな。)
54以下の料金・実費等で、運送事業者同士の取引において、現在収受できている事項について、該当するものを選択してください。(該当するもの全て)
□ 附帯業務料(貨物の積込み・取卸し、ビッキング、検収、伝票整理等に関する作業料) □ 車両留置料(待機時間に対する料金) □ 燃料サーチャージ(燃料単価上昇時の割増料金、運賃引上げを含む) □ 高速道路料金(発注者の高速道路利用の指示がなども、収受可能か) □ フェリー料金、駐車場利用料金 □ 契約時間を超過した場合の追加料金(時間外の運賃・料金) □ キャンセル料、途中解約の違約金 □ その他 □ その他 □ その他 □ まな (受注) 受注の 立場で、運送事業者、水屋等との取引におけるお悩み、メリット・デメリット等、お気づきの点があ
16 文注/文注の立場で、建送事業者、小産寺との取与にあけるの例め、プラッド・デブラッド寺、の気 フさの点が必れば、以下にご記入ください。
Ŷ
戻る 次へ
4. 発注者の立場からご回答ください 主に同業者に対して運送業務を発注するお立場から、以下の質問にご回答ください。同業者( 発注していない場合は、そのまま回答せずにお進みください。
設問1: <mark>【発注】</mark> 貴社が仕事を発注する立場における取引の実態について質問します。
56貴社から協力会社(傭車)に仕事を出す場合、荷主、元請から制限がありますか。(該当するもの全てを選択)
□ 貴社が利用する協力会社は、あらかじめ荷主から許可を得る □ 貴社が協力会社に出す場合、1次あるいは2次下請けまでとされている □ 発注した協力会社に対して支払う運賃額を元請に報告 □ 協力会社の運行実態(出発時間、到着時間等)を報告 □ その他 □
設問2: 【発注】運送事業者同士の取引における運賃・料金等の実態について質問します。
57運賃水準、輸送条件の見直しに向けて、協力会社から申入れを受けたことがありますか。(該当するもの1つを選択)
○ 受けたことがある
○受けたことがない

58 現在、協力会社に支払っている運賃はどのようなものですか。(該当するもの全てを選択)
□ 諸経費込みの運賃(単価表) □ 運賃、附帯業務料等の内訳を示した運賃・料金 □ その他
59以下の料金・実費等で、運送事業者同士の取引において、現在支払している事項について、該当するものを選択してください。(該当するもの全て)
<ul> <li>○ 附帯業務料(貨物の積込み・取卸し、ピッキング、検収、伝票整理等に関する作業料)</li> <li>○ 車両留置料(待機時間に対する料金)</li> <li>○ 燃料サーチャージ(燃料単価上昇時の割増料金、運賃引上げを含む)</li> <li>○ 高速道路料金(発注者の高速道路利用の指示がなくとも、収受可能か)</li> <li>○ フェリー料金、駐車場利用料金</li> <li>○ 契約時間を超過した場合の追加料金(時間外の運賃・料金)</li> <li>○ キャンセル料、途中解約の違約金</li> <li>○ その他</li> </ul>
60 発注先の運送事業者等から、運賃・料金水準を見直し等、申入れがありましたか。(該 当するもの全てを選択)
<ul> <li>□ 1 運賃・料金の水準の見直Uについて申入れがあった</li> <li>□ 2 改善基準を遵守できる輸送とするよう申入れがあった</li> <li>□ 3 作業安全を徹底するように申入れがあった</li> <li>□ 4 発注先からの申入ればまとんどなかった</li> <li>□ 5 その他</li> </ul>

(回答対象:Q60で「申入れが合った」を選択した方)

	61発注先の運送事業者から見直しの申入れがあった方に質問します。 申入れを踏まえ、発注元に対して改善要望をしましたか。(該当するもの1つを選択) (必須)
	<ul><li>○ 1 全ての申入れについて、改善要望を実施</li><li>○ 2 一部の申入れについて、改善要望を実施</li><li>○ 3 申入れはあったが、「ほとんど改善要望していない</li><li>○ 4 その他</li></ul>
	戻る
(回答対象:	Q61 で「改善要望を実施した」を選択した方)
	62申入れについて改善要望を実施した方に質問します。改善要望した発注元の相手は どのような主体ですか。(該当するもの全てを選択) 🐯
	□ 真荷主 □ 元請事業者 □ 利用運送事業者 □ 1次受注以降の運送事業者等 □ 水屋(仲介専業者) □ その他
(同体动象:	戻る 次へ Q61で「ほとんど改善要望していない」を選択した方)
	63 発注先の運送事業者からの申し入れを踏まえ、「申し入れはあったが、ほとんど改善要望していない」と回答した方に質問します。どのような理由で改善要望をしなかったのでしょうか。(該当するもの1つを選択) 🛵
	□ 成果がでないから □ 取引量を減じられたり、運賃・料金を引下られたりするリスクがあるから □ どのように改善要望すればいいかわからないから □ 改善要望できる雰囲気に全くないから □ 改善要望すれば、自社の努力を第一に指示されるから □ その他

**澱ぁ:【発注】発注先に対して支払う運賃・料金について、どのようにお考えですか。** 

64 【発注】貴社が協力会社、傭車先、スポット取引先等に対して発注する場合、荷主、元請等から収受する運賃・料金は、どのような設計になっていますか。(該当するもの1つを選択)
<ul><li></li></ul>
65 協力会社、傭車先、スポット取引先等に対して支払する場合、運賃・料金、実費の内訳を明確にして支払していますか。(該当するもの1つを選択)
<ul><li></li></ul>
66協力会社、傭車先、スポット取引先等に対する支払では、主にどのように手数料を計算していますか。(該当するもの1つを選択)
○収受する「運賃・料金」額に、一定比率を乗じて支払う ○運賃・料金から、高速道路利用料、燃料サーチャージ等を差引いた額に、一定比率を乗じて支払う ○業務ごとに一律定額 ○その他  67 【発注】発注の立場で、運送事業者、水屋等との取引におけるお悩み、メリット・デメリット等、お気づきの点があれば、以下にご記入ください。
戻る
5. 今後の改善方策の方向性について(全員の方がご回答ください)
設問1:元請責任について、質問します。
68 元請等は、実運送事業者の荷役作業、運行における安全対策、輸送品質、改善基準を遵守した運行の確保など、「元請責任」を明確にする必要があると思いますか。(該当するもの1つを選択) 🔞 🙉
<ul><li>○「元請責任」を明確にする必要がある</li><li>○ 必要はない</li></ul>
69 事故惹起、改善基準告示違反等の原因が元請等の安全確保措置に問題があった場合、行政処分等の罰則を科すべきと思いますか。(該当するもの1つを選択) 🚱
○ 行政処分等の罰則を科すべき ○ 必要はない

# 設問2:受注階層の段階的な制限について質問します。

70元請等から数えて、何次請けに制限すべきとお考えですか。(該当するもの1つを選択) 🛵
<ul><li>○ 1次受注</li><li>○ 2次受注</li><li>○ 3次受注</li><li>○ 4次受注</li><li>○ 5次受注</li><li>○ その他</li><li>○ 制限する必要はない</li></ul>
71制限の理由は何ですか。(該当するもの全てを選択) 🚜
□ 低い水準の運賃となり、運転者の低賃金が是正されないから □ 安全対策を徹底するために、相応の運賃水準が必要だから □ 仕事を仲介するだけで、多層化は何の付加価値も生み出さないから □ 真面目に実運送を担う事業者を保護する必要があるから □ 仲介業だけしかしない水屋は淘汰されるべきだから □ その他 □  72 運送事業者同士の取引を適正化し、業界の公正な市場環境を確保するには、どのような対策が必要とお考えですか。(該当するもの全てを選択) 必須
□元請責任を明確にし、必要に応じて罰則措置を設ける □「元請責任ガイドライン」を策定し、実運送事業者に対する安全措置の努力義務の範囲を明確化する □手数料率についても、ガイドラインを策定し、指針を示す □諸経費込み運賃ではなく、内訳を明確にした運賃・料金を提示する □適正取引に向けてハンドブックの作成、セミナーの開催等により啓発する □法令遵守(社会保険未加入・最低車両台数割れ等)しない事業者とは取引をしない □運賃と料金の区別を契約上明確にする □自社で引き受けた貨物については、一定割合を自社で運送することとする □その他 □ 73 荷主・元請等との関係で、正常な取引関係の改善に向けたご意見があれば、ご記入ください。
(a la) 도 그룹의 작은 스키와 Nv 은 ( 파마. 에서 Nils and Alexandra Clarative Carrier and May Carrier and Alexandra Carrier
Ĉ

# ヒアリング調査にご協力いただける場合には、貴社名、住所等をご記入ください。

74貴会社名をご記入ください。	
75 貴会社の住所をご記入ください。	
76ご記入いただいた方の御役職と氏名をご記入ください。	
御役職	
77 電話番号をご記入ください。	

~質問は以上です。ご回答ありがとうございました。~